破産手続開始及び免責許可申立てに関する意見申述期間

次の破産事件について、以下のとおり破産手続を開始した。破産財団に属する財産の所持者及び破産者に対して債務を負担する者は、破産者にその財産を交付し、又は弁済をしてはならない。

平成２６年（フ）第１１４号
高知市鷹匠町２丁目２番１―201号
債務者　中江　明男
1　決定年月日時　平成26年５月28日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　山下　訓生
4　破産債権の届出期間　平成26年７月14日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日　平成26年９月11日午後３時30分
6　免責意見申述期間　平成26年７月28日まで
高知地方裁判所破産係

平成２６年（フ）第１１５号
高知市鷹匠町２丁目２番１―201号
債務者　中江　知佐
1　決定年月日時　平成26年５月28日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　山下　訓生
4　破産債権の届出期間　平成26年７月14日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日　平成26年９月11日午後３時30分
6　免責意見申述期間　平成26年７月28日まで
高知地方裁判所破産係

平成２６年（フ）第３５０号
東京都青梅市谷野53番地ライトキャッスル101
債務者　杉　　朋美
1　決定年月日時　平成26年５月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　鳥居　典子
4　破産債権の届出期間　平成26年６月30日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日　平成26年７月30日午前11時
6　免責意見申述期間　平成26年７月30日まで
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２５年（フ）第１１０８号
東京都調布市深大寺南町２丁目７番地25アムール里101
債務者　平井　陽介
1　決定年月日時　平成26年５月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　志賀　　貴
4　破産債権の届出期間　平成26年６月30日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日　平成26年８月１日午前11時
6　免責意見申述期間　平成26年８月１日まで
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２６年（フ）第２０号
山形県鶴岡市羽黒町赤川字熊坂112番地19
債務者　魚住　　忠
1　決定年月日時　平成26年５月28日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　池田　徳博
4　破産債権の届出期間　平成26年７月４日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日　平成26年８月18日午後４時30分
6　免責意見申述期間　平成26年８月８日まで
山形地方裁判所鶴岡支部

平成２６年（フ）第５３号
長崎県佐世保市天神２丁目269番地10、前住所長崎県佐世保市天神２丁目21番６号
債務者　前川　隆子
1　決定年月日時　平成26年５月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　丸山　　優
4　破産債権の届出期間　平成26年６月27日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日　平成26年８月22日午前10時30分
6　免責意見申述期間　平成26年８月15日まで
長崎地方裁判所佐世保支部破産係

平成２６年（フ）第１３５号
川崎市幸区南加瀬３丁目20番14―106号、前住所埼玉県所沢市東所沢１丁目10番地６　プラティーク東所沢Ａ―103
債務者　吉岡　裕作
1　決定年月日時　平成26年５月27日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　中野　和明
4　破産債権の届出期間　平成26年６月27日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日　平成26年８月19日午前10時30分
6　免責意見申述期間　平成26年８月18日まで
横浜地方裁判所川崎支部破産係

平成２６年（フ）第１７３号
千葉県松戸市新松戸７丁目499番地
債務者　冨田康太郎
1　決定年月日時　平成26年５月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　守屋　智章
4　破産債権の届出期間　平成26年６月23日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日　平成26年８月25日午前11時
6　免責意見申述期間　平成26年８月22日まで
千葉地方裁判所松戸支部民事部

平成２６年（フ）第１９０号
千葉県柏市松ケ崎94番地30
債務者　塩屋　祐介
1　決定年月日時　平成26年５月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　今野　　遼
4　破産債権の届出期間　平成26年６月23日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日　平成26年８月25日午前11時20分
6　免責意見申述期間　平成26年８月22日まで
千葉地方裁判所松戸支部民事部

平成２６年（フ）第１６２号
千葉県松戸市二十世紀が丘戸山町88番地　カサベルデ戸山Ａ棟102号
債務者　秋田裕美こと　金　　裕美
1　決定年月日時　平成26年５月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　飯嶋　孝明
4　破産債権の届出期間　平成26年６月26日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日　平成26年９月１日午前10時50分
6　免責意見申述期間　平成26年８月29日まで
千葉地方裁判所松戸支部民事部

平成２６年（フ）第２１０号
千葉県松戸市栗ケ沢769番地の41
債務者　志賀　正博
1　決定年月日時　平成26年５月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　高橋　祐介
4　破産債権の届出期間　平成26年６月27日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日　平成26年９月１日午前10時
6　免責意見申述期間　平成26年８月29日まで
千葉地方裁判所松戸支部民事部

平成２６年（フ）第７０５号
神奈川県鎌倉市台２丁目９番４号　竹内荘１号
債務者　瀬戸　正雄
1　決定年月日時　平成26年５月27日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　入坂　剛太
4　破産債権の届出期間　平成26年６月30日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日　平成26年９月２日午後１時40分
6　免責意見申述期間　平成26年９月１日まで
横浜地方裁判所第３民事部

平成２６年（フ）第９１号
静岡市清水区横砂東町14番２号　ペアハイム１号、旧住所静岡市清水区高橋２丁目７番20号
債務者　鎌田　正行
1　決定年月日時　平成26年５月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　山下　善弘
4　破産債権の届出期間　平成26年６月27日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日　平成26年９月３日午後３時
6　免責意見申述期間　平成26年９月２日まで
静岡地方裁判所民事第２部